平成２４年（フ）第３３４号
千葉市稲毛区小仲台９丁目45番10号　エスポワール稲毛202号
破産者　内田　敏子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３１号
千葉市稲毛区小仲台８丁目27番３―301号
破産者　工藤　真康
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４５１号
千葉市美浜区高洲２丁目３番12棟503号
破産者　村松　英之
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４００号
神戸市東灘区住吉本町３丁目11番６―603号
破産者　有限会社バウファースト
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１号
兵庫県加古川市尾上町口里201番地の３
破産者　有限会社佐藤工業
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６８号
北海道旭川市東光２条５丁目１番12号
破産者　株式会社河治建設
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
岐阜県安八郡輪之内町塩喰236番地の３
破産者　有限会社久米商店
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示39番地１
破産者　徳島インディゴソックス球団株式会社
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
高知県室戸市羽根町乙2567番地４
破産者　農事組合法人赤木山養豚団地
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
熊本市中央区帯山１丁目４番35号
破産者　有限会社西友サービス産業
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１号
大分県中津市西蛎瀬町391番地
破産者　加来商事株式会社
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３０４号
千葉市若葉区高品町1587番地７　ハイツ菊泉203号
破産者　尾崎　登宏
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
長崎県佐世保市沖新町２番18号
破産者　鈴木産業振興協同組合
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
長崎県佐世保市中里町1839番地
破産者　株式会社たつみ
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７９４号
千葉県流山市江戸川台東１丁目72番地５
破産者　株式会社ゼウス
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７９５号
千葉県柏市西原４丁目５番11号
破産者　被相続人亡中村二郎相続財産
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２２号
千葉県柏市布施谷ノ尻678番地
破産者　株式会社松尾建材
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２３号
千葉県柏市藤ヶ谷826番地　松尾コンクリート株式会社内、住民票上の住所千葉県柏市布施678番地の４
破産者　阿内　良雄
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２号
千葉県松戸市紙敷156番地の２　アンビシャス東松戸ゆいの花公園502号
破産者　平岡　明美
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３０号
大阪府大阪市北区梅田１丁目１番３―1500
破産者　日本不動産地所株式会社
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部